

食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会麦政策検討小委員会（議事録）

平成16年7月15日（木）14：00～17：00（郵政公社会議室G・H）

（高本食糧貿易課長）

それではただいまから第3回麦政策検討小委員会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましてはお暑い中、またお忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。本日、掛札委員におかれましてはご都合によりご欠席ということでございます。12名の委員のご出席ということでございます。それでは座長よろしくお願ひいたします。

（加倉井座長）

お暑い中ご苦労様でございます。議事に入りますが、その前に事務局がだいぶ変わりましたので、先般7月2日付けだそうですが、人事異動がありまして総合食料局長が交代されたということでございます。最初ですので村上局長からご挨拶お願ひいたします。

（村上総合食料局長）

総合食料局長の村上でございます。7月2日付けで拝命を致した次第でございます。よろしくお願ひいたします。これまで3年半、WTOやFTAといった国際関係をしておりました。その際におきましてもやはりコメなり麦なりの品目を念頭におきながら、交渉に当たってきたという実感が非常にしております。そういう立場から実際に行政を担当する立場になったということで、大変責任が重大であると感じているところでございます。この委員会、5月26日に立ち上げたということで3回目ということでございます。今日は本当に暑い中、ご参加いただきまして大変ありがとうございます。いろいろ難しい問題を抱えているわけでございますが、民間流通制度のあり方や経営安定資金のあり方、さらに現在、基本計画の見直しの中で大きな柱となっております品目横断政策の見直しとの関連、その中にどう位置付けていくかというかなり難しい問題がございますが、そういう問題についてこれから忌憚のないご意見を頂戴したいと考えているところでございます。何分よろしくお願ひいたします。

（加倉井座長）

総合食料局次長もお代わりになりましたので、ご紹介させていただきます。

（山田総合食料局次長）

山田でございます。よろしくお願ひいたします。

（加倉井座長）

それでは議事に入らせていただきます。本日の議事の進行であります。資料を基にそれぞれテーマごとに区切りまして、説明と議論をお願いしたいと思っております。内容が非常に多いものですから、2時間というわけにはいきません。概ね17時を目指して終了したいと期待しておりますのでよろしくお願いします。それから前回までの論議の概要につきまして事務局に取りまとめさせたものが資料1でございまして、後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは早速始めたいと思います。「麦政策の諸課題」に関する資料を高本課長にご説明いただいて、

その後、議論。その順番は麦作経営安定資金、流通の川上からと考えていただいて、生産者のところから、民間流通制度、政府無制限買入れ、製粉企業、コストプール、備蓄制度、生産技術対策、その他全般という順序で行いたいと思います。時間を概ね区切れますと、1課題30分位というふうになっております。そういうおつもりでお願いしたいと思います。それでは課長から、資料のご紹介も兼ねてお願ひいたします。

はい、その前に、山田委員。

(山田委員)

この委員会の運営に関してですが、「麦制度をめぐる諸課題」という資料を頂いているわけですが、ものすごく大きい話から、麦の現行の仕組み等の中で見直した方がいいという類のものもあるわけです。私達の心構えとして、説明する課長の立場もそうですし、聞く側の私の立場もそうですし、それから座長の立場もそうだと思いますが、今、テーマとしてお聞きした4つのテーマということになりますと、ものすごく大きいテーマもありますよね。この大きいテーマを構えてやるのでしょうか。それともそうではなくて、現行の仕組みの見直しなのでしょうか。その点の交通整理があるのかどうか。その辺をちょっとお聞かせ願いたい。

(加倉井座長)

もちろんご承知のように日本の国家におけるあるいは経済における麦のあり方のようなものを、基本的には頭に置いて、そういうものをを目指して議論をするのではありますが、議論のやり方としては一つの小さなお話をきっかけとして大きなものを見つめていこうというふうに、私としては考えております。事務局の方で何かござりますか。

(高木食糧貿易課長)

今、座長がおっしゃったとおりですが、一応、ここでお示しいたしました大きく7つのテーマがございますけれども、これは第1回の資料「麦政策の検討に当たって」の中で、その中でも主なテーマということで私どもも考えておりますので、今、麦政策のあり方といいますか、大きなテーマを頭に描きながら、項目についてご議論いただければと思います。

(加倉井座長)

大きなテーマでいいとすると、ご承知のように国際規律が変わるかもしれないということ、日本の農業政策の全体としての計画が変わるかもしれない、ということももちろんありますので、ここで詳しいこうすべきであるということは出にくいと思います。でも問題点の指摘はできると思います。それに対する考え方、私どもはこう考えます、違う方は違うように考えます、と言うことはできると思います。逆に言いますとその程度しか8月の中間整理までにすることは無理だと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

(山田委員)

少なくともそうであるならば、今日の議論を踏まえまして、小委員会の検討の焦点はどこにありますというまとめの方向性というのがあった方が議論しやすいですよね。今日、議論させてもらってからで

もいいのですが。そうでなければいつまでも政府買入れの仕組みがどうだという話が残ってしまうのか、どうか。その点について小委員会で方向を出せという話なのかどうか。それからコストプール方式についてもより内容を見ていこうではないか、問題意識は持とうではないかということはわかったとしても、コストプール方式のあり方そのものについて検討する観点で議論するかどうかで、全然違うと思うのですが。

（加倉井座長）

12月の最終とりまとめは全体を考えてそういうところまでいけると思っておりますが。今の段階ではそこまでできないだろうということも、山田委員と同じようにわかってあります。ただ、ただその段階で8月までに中間整理のようなものができる、例えば、現状があつて問題があつて解決の方向をみるというような3段階の作業を羅列的でもいいからしてみたいと思います。それはもちろん至らない点も出ると思います。時間が足りないのにこんなにも詳しいことがやれるのかといいますと、それはそうですが、足掛けかりはできたらいいなというふうに思っています。

（高本食糧貿易課長）

よろしいでしょうか。それではお手元の資料2についてご説明いたします。それから資料3がございますが、これは前回、委員から出された質問に関連しまして私どもで取りまとめたものでございますので、これは参考としてご覧いただければと思います。

それでは資料2をお開きください。最初に麦作経営安定資金について2枚ございますが、まず1頁でございます。これは今の麦作経営安定資金の概要でございまして、麦の政策大綱の中で新たに導入されました。導入された時の初年度は政府買入価格と政府売渡価格の差額が12年産の麦作経営安定資金の額でした。それ以降は前年産の単価に生産コストの変動率をかけて、毎年出してあります。そこにありますように毎年少しづつ下がってきております。参考までに大・はだか麦の麦作経営安定資金の水準につきましても下に書いてございます。右上にございますが麦作経営安定資金につきまして銘柄区分というのがございます。16年産までは銘柄区分ということで・・・という区分でございます。区分は製めん適性の評価が高く需要の度合いの高いもので、小麦については3年間の出回りが千トン以上のもの、大・はだか麦で500トンということで銘柄区分が4区分になってございます。ただし、これにつきましては播種前に決定されているということでございます。したがいまして収穫後の品質評価が反映されないということでございます。また、こういった麦作経営安定資金が導入されたお陰で民間流通はほぼ100%になりました。しかしながら、生産量が増加する一方で、品質や生産性の向上は依然として遅れているということでございます。

そういう麦作経営安定資金をめぐる状況の中で、2頁をご覧ください。これまで何回かお示しをしたものを、最近の状況と課題ということでまとめました。麦作経営安定資金の他に契約生産奨励金というものがありまして、これは実需者に資金を出していただいて生産者に出しているのですが、これにつきまして収穫後の品質評価を反映させる仕組みということで17年産からこういう仕組みに変わることでございます。これは今まで麦作経営安定資金と同じようにA・B・Cという区分があったわけですが、その区分の考え方を変えまして、実際にたん白・容積重・灰分・フォーリングナンバーといった基準を達成した状況によってA・B・Cという区分する仕組みを導入したということでございます。そういうことになりますと、いわゆる契約生産奨励金と麦作経営安定資金との間に不整合をきたしてく

るという状況になるのではないかということでございます。良品質の定義がバラバラになるということでございます。したがいまして麦作経営安定資金についても経営安定という本来の機能を踏まえた対応、例えば一本化ということで、対応をする必要があるのではないかということで現状はそういう問題点があるということでございます。

真ん中は、今の米政策、水田作の動きについてでございまして、これにつきましては今年から麦政策は実施されているわけでありますけれども、この中で担い手の集中化・重点化を図るということで、資料の真ん中にございます産地づくり対策交付金の算定のイメージをご覧いただきますとお分かりになりますように、基本部分があり、担い手部分があり、その上に麦・大豆の品質向上対策があるということであり、こういった米政策の改革に合わせて、担い手あるいは非担い手に関わりのない一律的な麦作経営安定資金の交付体系を見直し、米政策との整合性を図る必要があるということではないかと考えております。

それから一番下は前回にもご紹介いたしました品目横断的経営安定対策の動きにということでございます。これにつきましても効率的かつ安定的な農業経営による望ましい農業構造の実現ということ、それから国際規律をふまえて基本的な方向として担い手に集中化・重点化した助成体系を導入し、国際規律によって削減されない政策に転換していくように議論がされております。こういった動きを見据えた助成体系の構築が必要ではないかということでございます。このように麦作経営安定資金については3課題あるのではないかと考えております。以上で説明を終わります。

(加倉井座長)

すみません。私、少しあわらぬ部分があるのですが。民間流通の移行に際して麦作経営安定資金を作ったということになっていますね。つまり移行に際してというのは暫定措置ということですか。いずれ無くなるという意味なのですか。

(高本食糧貿易課長)

本来の眼目は需要に応じた生産をして、民間流通に移行していくことですので、考え方としては民間へ移行するため導入されたものです。

(加倉井座長)

つまり資料からしても、麦作経営安定資金は減っているわけですよね。これをずっと減らしていくのか。減らしていくなら何年かけて減らすのかちょっと疑問にもなるので。

(高橋食糧部長)

麦作経営安定資金の水準は麦の経営にとって必要な一定の額を確保していかなければいけないということで、もちろん生産性の向上分ということでコストの変動率をみて適正な水準にするということで、実績に応じて減っておりますけれども、元々このところが無くなってしまって経営として成り立つかどうかと言われると、今の麦の状況では成り難いというふうに思います。それから民間流通の移行に際してと申し上げましたが、この以前の段階は政府が全量、農家から買って、それを実需者にお渡ししていた。それが需要と供給がマッチしなかった部分があった。そういった意味では実需者から求められている麦をどう売っていくか、あるいは良質の麦をそこにどのようにして誘導していくのかということ

を敏感に反映させることができるように民間にさせるということでございまして、その政府買入れの措置に戻らないように麦作経営安定資金の水準も決めてきたということでございます。

（加倉井座長）

もう1つ伺いたいのですが、2頁に麦作経営安定資金と生産者奨励金の整合性が取れないという指摘がありますよね。そのとおりでしょうが、麦作経営安定資金は国の制度ですよね。契約生産奨励金というのは私的なもののように思うのですが、公的なものと私的なものの整合性が取れないというのは制度設計としてどういう意味なのか、私的なものなら止めればいいではないかと思いますがいかがですか。

（高橋食糧部長）

先程、課長から説明がありましたように、契約生産奨励金については新しい支給方式ということで、17年産から導入させていただいたということですが、今の制度的な方の安定資金に準じた形で契約生産奨励金もありましたけれども、事前の評価ということで本当に良質に生産されるのか、それが需要者に評価されるのかという問題がございまして、両当事者間の間で契約生産奨励金については、収穫後の品質評価という形で区分を導入しますということになりました。そうしますと当然のことながら、今の麦作経営安定資金の制度の方も実需の実際の経済原則に則した形で直すべきではないかということになる訳です。制度に固執する必要はないわけでありますから、そういった形で制度の方も見直したらどうかという趣旨でございます。

（加倉井座長）

野菜などは私的に奨励金というのは色々ありますよね。麦の場合は公的な意味のある私的な制度のような気がして、私どもにはちょっとわかりにくい制度なのですが、これは止めればいいのではないかですか。

（高橋食糧部長）

麦作経営安定資金は公的な資金から出している助成制度で、上の方の生産奨励金は実需者が生産者に対して負担をするということで公的資金が入っているわけではございません。ただし実際の取引の過程ではやはりこうした方がいいであろう、生産者と需要者の間で取り決めていくとしますと、制度については過去の古い制度に固執する必要はありませんので、そういうような矛盾が生じてきたり、制度面も合わせていけばいかがだろうかということでございます。

（加倉井座長）

失礼いたしました。いろいろと時間を取りさせて申し訳ありませんが、それでは本題の方に入りますけれども、麦作経営安定資金についてご意見を伺います。最初に恐縮ですが実際に作っていらっしゃる方のご意見を伺いたいと思います。田中委員どうぞ。

（田中委員）

麦作経営安定資金のことですが、実際に畑作、裏作の麦作を作っている農家、府県でいいますと大多数が転作の麦ということになると思いますけれども、我々は転作の麦でやっているのですけれども、で

はその感覚として麦作経営安定資金が16年産が6,200円あまりで入札が2,100円で併せて8,400円あまりになりますが、これで採算が合っているのかということですが、これは決して採算は合っていません。例えば、滋賀県産は実需者から評判がよろしくないわけですが、我々のところで16年産を6月に刈りをしたのですが、単収は全町の平均で大体6俵くらいです。それで計算をしていくとカントリーエレベーターの利用料金が1,800円～1,900円かかるわけです。それから刈り穫り料は、我々は刈り穫りも作業引き受けしていますので収益部分でもあります、刈り穫り料は10a当たり9,000円取っています。ですからそれだけで60kg当たり1,500円かかっているわけです。その他、我々の場合では賃貸料だと水代等が必要ですから、仮にこれを麦と大豆で半々で負担したと仮定しても、それでも60kg当たり2,000円いるのです。その他、防除だと肥料だと諸々を併せて7,200円くらいかかります。そこにプラスで人件費と機械の償却が上乗せですから、8,900円で儲かっているとは思えないです。そういう現実がありますし、この表を見ていると毎年麦作経営安定資金が何十円かずつ下がってきてていますから、先程の座長の話でもありましたか、何年かすると0になるのかというようの不安もあるわけですし、少なくとも麦だけをとらえますと特に転作麦はそうですが、決して利益は出でていません。統計の生産コストのデータはまだ出でていないのかもしれません、実感としますと赤字です。今、現状で黒字であるのならばコメを作らなくても、自ら手を挙げて麦を作る人はたくさん出てくると思うのですが、現実はそういうことです。

もう一点、資料2頁の担い手部分について。コメの政策改革の動きについてということでイメージがありますよね。基本部分と担い手部分と麦大豆の品質向上対策の部分についてありますが、このイメージでは間違っていると思います。まず、基本部分の高さを担い手部分と入れ替えなければ、おそらくイメージと合わないです。99%の町の水田農業ビジョンのイメージはそうだと思います。そこに麦・大豆品質向上対策が少しあるわけですが、実際10a当たり12,000円か13,000円だったかと思いますが、ただし麦の場合は制度上はこのようであっても、現実として容積重やたん白の率といったことで検査するわけです。そしてほとんどの農家はカントリーエレベーターを使っているわけです。そのような状況で、実際に担い手、認定農業者だけの対策を農協はできないと思います。日本の農協でいくつかの農協は実行するかもしれません、それをするためには1つ1つの出荷ごとのロットでサンプルを検査しなければならないわけで、現実の問題としてはそれだけのことでコストが上がってしまいますから現実には無理です。私どもの会社では麦はいわゆる狙わずに、大豆でいきます。大豆ならば全て30kgの袋に入れて出荷できる設備を持っていますから。北海道は別として府県のレベルでは自分のところで乾燥調製して出荷するというところは極めて少ないのではないでしょうか。例えば、50ha、100haでしていることはおそらく少ないとしますから。ですから麦については産地づくり対策のイメージ図は「絵に描いた餅」になっていると思います。以上です。

(加倉井座長)

何かございますか。はい、中村委員。

(中村委員)

民間流通への移行に際して麦作経営安定資金はどういう意味ですかという先程の座長のご質問ですが、1頁の表を見ていただきますと、11年産の政府の買入価格と12年産のピンクのところは同じ価格になっていますよね。要は民間流通をスタートする時に民間で取引する価格をまず決めなければならない

ということで、まずブルーのところの政府売渡価格が決め、その額を 11 年産の政府買入価格から引いた残りを麦作経営安定資金と位置付けたわけで、ここには哲学も何もないということなのです。それなので麦作経営安定資金とは一体何なのかといいますと、基は再生産に資するレベルであるはずなのです。ですから生産刺激的なレベルであるはずはないのです。それからもともと 11 年産政府買入価格 8,893 円をベースにスタートしたわけですが、これは生産費調査から持ってきてているわけです。その生産費というのが昭和 61 年だったか法律改正の時の対象農家から変わっていない。それからどんどん集約され大規模化されていると思うのですけれども、そういうふうなことがここに至るまでの間に反映されていない。私は麦作経営安定資金のレベルも含めてきちんとした哲学を持って作るべきではないかと思っています。

(竹内委員)

座長がやはり一番基本的なところについてご質問されました、やはりそこがポイントなのですよね。繰り返しますが、この頁の黄色の部分、11 年産政府買入価格の部分というのはパリティー方式を基本として生産コストの変動率をかけていますから、生産コストが上がればその分の単価は上げます、政府が価格を補償しますということをやったのですが、それでは民間流通でも何でもない、実需者側のニーズが大して反映されていない、これでは伸びないということで、大議論をした結果、非常に大きな前進をした。それがこの水色の部分の民間流通の部分ですよね。ですからこの民間流通の部分の価格が入札で決まっていますからユーザー側の声が入札で反映されているわけです。それで全体として黄色に対応する部分と、青色と赤色を併せてスタートは同じ額にして、その後、全体が下がってきてているのは生産コストが下がってきているから下げているのであって、農家手取りとしては麦作経営安定資金の赤い部分で補償されているわけです。別途、契約生産奨励金という民間レベルでの話があって、財源は実需者が出して、契約生産はユーザーにとって必要で大事で進めてもらいたい、ユーザーにとってもメリットがあります、お金は出します、その代わり奨励金の内訳は品質に応じたものにしましょうということですされましたから、今、この 3 つを合わせると市場の品質等の声が、価格、所得に反映されるのは一番下と一番上のところだけなのですね。真ん中のところが一番大きいわけですが、4 分の 3 はユーザーの声が反映されない体系になっているわけです。ですから右のところに書いていますが、整合性が取れる仕組みとする必要というのはユーザーのニーズを反映するような実質の価格体系にしてもらわないと麦の生産・流通・消費は伸びませんね、麦の生産がそれを無視した体系で伸びていくと、品質がよくても悪くても、所得は同じで、作ったけど売れない、売れないけどなんとかしなければいけない、政府は麦を買って食べるわけではありませんから、うまくいかない。こういう矛盾がいよいよ麦の生産が膨らんできたことによって大きくなってきた。加えて、稻転奨励金が品質と関係がありませんということです。ですから自給率から見ると麦の生産が増えてきたということで結構なのですが、とても喜んではいられない。これでは先々、伸びる上でも支障があるだけではなくて、ユーザーが困る品質となると、結局は生産者も困るのです。これでは先に行けないということですから、全体が生産・品質性が取れるような仕組みとする必要がある。つまり端的に言えば麦作経営安定資金にもユーザーの評価が反映されるような補助金体系に変えてもらわないといけないのではないか、ということをこの図は言っているのだと思います。

(山田委員)

ピンクの部分は内外価格差をどのように埋めるかという観点で設定されているわけです。この4分の3の麦作経営安定資金のところに、どういう形でユーザーの意向が反映されるのか。内外価格差の設定にユーザーの意向ということではおかしくなる。ですからそのような観点ではないと思うのです。

(竹内委員)

私が言っているのは麦作経営安定資金の総額の話ではないのです。総額は財源をコストプール等、別途の問題があります。それは仮に総額が一定であってもその中のいい麦を作ったところには高い麦作経営安定資金がいく、ユーザーが低い評価をしたものはその評価に応じたような麦作経営安定資金の単価がいくというふうになると、生産者サイドもいいものを作った方が所得が増えますから、いいものを作ろうということになる。単価の低いところにはいいものを作るにはコストを下げるなり、品種を研究するなり、改善をしようという努力がなされ、一般化すべき。商品は民間流通でやってありますから、ほとんどの商品は政府の介入なしでもそうなっている。ここの部分もそういう要素を入れましょうということであって、麦作経営安定資金の総額をどうこうしようという議論ではないということを付け加えさせてもらいます。

(山田委員)

基本的には民間流通を入れた時は、空色の部分（入札価格）にユーザーの意向が反映されるように設定されたわけで、ピンクの部分（麦作経営安定資金）は基本的には内外価格差をどういうふうに埋めるかということのはずです。それは総額で言っているのではありません。単価でも同じです。ただ、政府買入価格である黄色の部分についても、政府買入れに際して、一定程度品質等を配慮しながら、品質には需要者の意向というのが反映されますから、ここにランク区分があったわけです。ここには平均の値段だけ書いてありますけれども、そうではなくてこの中には一定のランク区分があったわけです。そのランク区分が一定程度反映して、2頁目の麦作経営安定資金の・・・ランクに繋がっているわけです。ないしはこの1頁目の右上の15年産までの基準というこの銘柄区分の中に生きているわけです。それが4分の3（麦作経営安定資金）の部分に需要者側の意向を反映させることが課題であるというような話になると、一体、日本の麦作はどこへ行くのでしょうか。私は需要者側の意向の反映は入札価格でやる。そして入札価格は売渡価格が基準になっていますから、個々の中にユーザーが負担しているものがあって、それはコストプール方式に関わる部分でもあって、最終的には政府の財源も併せて麦作経営安定資金となっているのですから、そういう面からしますと、この空色の部分（入札価格）が少なくとも需要者側の意向を反映したものとなっていて、後のピンクの部分は基本的には内外価格差をどう埋めていくかというものでありますから、高いか安いかという議論はあるかもしれません、そういう構造を踏まえてかからないと、ピンクの部分に反映となると、それはどんな国内産麦を作れという話になるのかという議論になっていくと思います。

(中村委員)

私は山田委員も竹内委員もそれぞれ正しいのだと思うのですが、小麦の銘柄区分が・・・と書いてありますて、括弧書きでA・B・C・Dという契約生産奨励金のランク区分があって、ランクとAはイコール、ランクとBというのもイコールです。ところが普通は相対評価ですから正規分布というのがあるはずです。ですからからまでがそれぞれ25%ずつあるとか、が10%ならばと

合わせて 80% で が 10% だというのが正規分布だと思います。ところが今、 が 80 数% あるというので非常に歪になっているわけです。佐藤委員の前で申し訳ないのですが、北海道は以前は全てランクだったのです。初めて ランクができたのが昭和 61 年くらいだったと思います。それ以来、ランクが増えて、今、ほとんどが ランクになっている。もちろん品質も向上していると思いますが、やはりそういうふうなものを見直していこうということで、見直した結果、仕組み上、このピンク色のところにも当然波及することになるわけです。ですから御両者のおっしゃっていることは両方とも正しいと思いますけれども、結果的にはこのピンクのところにも反映されるということです。

(加倉井座長)

要するに 4 分の 3 のところが固定していると 4 分の 1 のところが努力を反映するとしてもなかなかいいものができるない、需給のギャップが出てくるということが違うと感じております。はい、末次委員。

(末次委員)

この麦作経営安定資金というのは我々産地からすると、作り手の所得保障だと思っています。従ってこれをなくすかなくさないかということになると、麦を作るか作らないかの議論になる。我々は制度上、民間流通に移行して 3 年間で経験したことは、この区分の持ち方はやはり問題があると生産者側も認識しているのです。それを次の段階によりいいものが需要のあるものが、相対的な価格にも反映できるような仕組みに変えることはやぶさかではない。それを安定資金を存続させるか廃止させるかという話になると全く議論が違うのではないかなと思っております。

(加倉井座長)

よくわかりました。立花委員の後、曾我委員。

(立花委員)

私がわからなかったのは、4 頁の右下のところに 15 年産政府買入麦の状況ということで、民間流通麦と政府麦の等級比率が書いてありますが、この 1 等 2 等と 2 頁で出ている麦作経営安定資金のローマ数字の ① ② ③ ④ と契約生産奨励金の A · B · C · D と、この関係はどうなっているのでしょうか。

(高本食糧貿易課長)

はい、コメも同じですが農産物検査法に基づいて、主に形状を見て、例えば被害粒や粒の大きさといった観点で決めているのが、1 等・2 等ということです。

(高橋食糧部長)

1 等というのは、例えば、割れている麦が入っている、色が付いている、粒が異常な形をしているというようなものがなくきれいに揃っているというのが 1 等と思っていただければいいと思います。コメも 1 等・2 等あります。夾雜物が入っていたりということがなければ 1 等です。麦経の ① ② ③ ④ や奨励金の A · B · C · D というのは、コメで言えば良質なコメ、麦で言えばここにありますように製めん適性がよい等、実需の使い勝手がよい悪いということでこの A · B · C · D が決まってくるわけです。要は物理的形状で決めるものと、中の品質の部分で決めるものと別れていると思っていただければ

よいと思います。

(加倉井座長)

よろしいでしょうか。それでは曾我委員。

(曾我委員)

1番目の麦作経営安定資金のテーマで時間がかかるておりますが、これが一番根幹の大事なところだと思います。そういう意味では12年の民間流通の移行時の状況をもう一度紐解くということはとても大事なことだと思います。今、我々が向かっている方向というのは、これらの問題がいろいろあって、解決しようという方向は、個々の品目の個々の支援制度から、やはり品目横断的と言われていますけれども、日本版直接支払方式にどうやって振り替えていくかという方向に向かっているので、麦作経営安定資金がなくなるという方向ではないと思います。今のテーマをクリアするために新しい品目横断的対策を模索しているところだと思っております。したがってその時に既に目標の80万トンというのは到達しているわけですが、その80万トンの国内産の麦が生産可能な品目横断政策が導入されれば、理論的には完全なコストプール方式と両方は成り立たないと思うわけです。ですから、そうなった時に品目横断的対策の所得の財源について、輸入麦の差益だけをあてるということは、一部に当てることは可能だと思いますが、絶対不可能だという結論に達すると思います。その辺をこれから麦作経営安定資金のあり方をめぐって品目横断的なシステムに変えていこうという努力を我々がしているのではないかと思っております。

(加倉井座長)

時間も無くなってきたのですが、佐藤委員が先で、その後大泉委員でお願いします。

(佐藤委員)

私どもは生産者の立場から考えますと皆さんの意見は全部正しいと思います。ただ、契約生産奨励金の意図する理念というのはどういうことかというと、いいものを作りたがるということ、財源的にどうかということと切り離して、我々も作っている立場としてそういうことに働いていないということについて反省すべき点もあるということを認識していかなければならぬということは十分考えています。それを十分認識しながら、度合いの問題をどうしていくかということを確立していく、それが契約生産奨励金であったりするのだと思うのです。麦作経営安定資金が銘柄・品質で分けている部分と、実質的に小麦の品質を分析して分けているものと若干ひずみもあります。ただ先程、立花委員がお話をされました。我々も見た目ということに矛盾を感じているわけで、専門家ではないのでわかりませんが、実際に相関関係がどうあるのかわかりませんが、いろんな気象条件によって、見た目は白い等いろいろありますが、分析すると全てクリアする場合があります。そういう場合でも等級は低いのです。こういうことも将来の問題として品質区分など出てくると思います。以上です。

(大泉委員)

この会議の最初に山田委員からご指摘があったように、どこを落としどころとするのかという話ですが、基本は今日いただいた資料の最初に書いてあるように、10年に省議決定した新たな麦政策大綱を

1つのターゲットとして民間流通へ移っていくということ、そのための仕組みをどう作っていくかという話だろうと思います。品質向上に果たして麦作経営安定資金が寄与するのかというご議論がありましたが、需要に応じた麦作りがこれでいいのかどうかという議論は、皆様のおっしゃるとおりだと思うのです。そういう意味ではいろいろ問題はあるのだと思うのですが、同時に農家の所得を確保する機能も担っていることがあると思いますので、そういうことを考えなくてはならないと思うのですが、2頁目に水田作の動きのところで、麦作をやるところで北海道の畑作と水田の転作とあまりに結果として格差が出過ぎているのではないかという気がしています。畑作は麦作経営安定資金しかないわけですね。水田転作をした場合にはさらに産地づくり交付金が付く。この仕組みは同じ内麦経営と言ってもフェアな状況ではないと思うのです。これをどうするのか。それからこれから全体の直接所得補償などを考えていくとするならば、この辺の整合性も取っておかないと日本の農家の麦作振興にはならないのではないかと思います。

（加倉井座長）

ありがとうございました。大体、この辺で麦作経営安定資金に関する議論は終わらせたいと思いますが、1つだけ田中委員に伺いたいのですが。最初に、採算が取れない、悪いというお話がありました。その中でなぜ小麦を選んだのか、例えば小豆だとか野菜だとか他にいろいろあると思うのですが、なぜ小麦をお作りになっているのですか。

（田中委員）

我々のところは預かっているものもあり、大面積をこなさなければならないので、3割の転作をしようとすると、野菜もやってあります、キャベツ等で3ha、4haやってありますけれども、数十haをしなければならない時には、麦か大豆かでないと対応できない。もちろん我々のところでは100%麦をしてその後大豆をしますけれども。当然、周囲もそうですし、我々のところだけ違う時期に作業をするということはできないのです。当然、集落営農の、集落という言葉はあまり好きではないのですが、実際には集落のブロックローテーションで回っていますので、自分のところの効率のいいようにだけ考えてはやっていけない。水の問題もありますから。土地を借りて存在している会社ですから、地元の人達に一番気を使っています。

（加倉井座長）

ありがとうございました。大変、現場の様子がわかって感謝しております。それでは次の話題に移らせていただきます。民間流通制度について食糧貿易課長からご説明いただいた後、皆様のご意見をうかがいます。どうぞ。

（高木食糧貿易課長）

民間流通制度について3頁でございます。現行の仕組みを左に書いてございますが、播種前契約をし、入札あるいは相対取引で流通させていくということでございます。今までのお話のとおり、国内産麦は全量が民間流通に移行してきている。ただそういう制度ができてから、環境の変化がいくつかあります。量は達成しておりますけれども、品質、生産性がまだ達成をしていないということ。それから調製原料としてではなく、国内産100%のパンを作るといったような個別の商品としての内麦の需要が高

まっているという動き。それから産地によっては実需のニーズに合った生産を取り組んでいるといったような中で、課題がいくつかあります。一番上に書いておりますが、播種前契約が1年前に契約することで2次ユーザーの需要の変化になかなか対応できないというような声、価格そのものもその年の需給を反映していない、アローワンスが小麦については±15%認めているのですが、生産が増えているという中では、アローワンスに対する負担感が出てきているということでございます。

入札取引そのものにつきましても、透明性のある適正な価格設定を目指して義務上場という仕組みをとっているのですが、義務上場についても地産地消という動きの中で、あるいは産地での特別な特殊な販売という中では、そのような動きを阻害しているのではないか。値幅制限については過度な価格変動の回避、あるいは申込限度数量がございますが、申込数量に一定の限度を設けて、1人が全部取ってしまわないように限度数量を設けておりますが、そのような中で、例えば値幅制限につきましては上限に張り付いたり、あるいは下限に張り付いたりするといったようなことで、市場メカニズムが十分に機能していないのではないかということ。また、相対取引の中で実績主義ということで、過去の買受実績がないと相対取引ができるという不自由感があるということも指摘されております。そういう課題に対応するためには今の仕組みの見直しが必要ではないかということでございます。

(加倉井座長)

そういうことでございます。ご意見いかがでしょうか。吉水委員。

(吉水委員)

播種前契約に関してなのですが、第1回の時にマーケティングの立場に身を置く者として違和感があると申し上げました。それでその時に頂戴しました資料の11頁を見ましても製粉企業の播種前契約の評価というところで、「収穫後の契約をすべき」というところが20%、「播種前契約1本の契約形態は見直し多様な取引形態とすべき」というのが50%、併せて70%ということはユーザー側の声を反映すると見直すべきという意見がほぼ大多数かと思うのですけれども、逆に、生産者側の方はこれについてどう思っていらっしゃるのかということを伺いたいと思いました。というのはこの播種前契約についての意見というところにも「生産を安心して行うことができる」と書いてあるのですが、もし安心感以上のメリットがあるのであれば教えていただきたいというのが質問の意図です。

(加倉井座長)

生産者側のどなたか。末次委員。

(末次委員)

質問に答える前に、播種前契約というのはこの資料だけではよくわからないのではないかと思いますので、補足説明させていただきます。播種前契約はそれぞれ生産数量を品種ごとに生産側が出します。それに対してそれぞれの品種ごとにどれくらい申込みがあるかという数量を1年前に取ります。そこで我々が売りたい数量と集計をした麦の買いたいという数量とギャップがあった場合は協議会というものがございます。そこで再度調整をしていきます。そこにマーケティングというものが働いていると我々は思っているわけです。ですから制度的に一方的に作って、一方的に売るということではない。播種前契約ということで我々佐賀県でも作付けをする農家までこの制度が馴染んできたところです。従

来と同じ品種を作付けしたけれども、要望が変わってきていますよ、次の年は違う品種を作りましょうと、こういうことをきちんとやっているつもりであります。ですからそこにマーケティングは存在しているという見方をしています。

(吉水委員)

わかりました。ありがとうございます。そういうお話ではあったのですが、逆に多様な取引形態という製粉側のご意見も出ているわけで、先程、末次委員が麦作経営安定資金をやめるかやめないかということは麦を作るか作らないかという議論だという意見をおっしゃっていましたけれども、何か多様な選択肢というのは作る側においても買う側においても、この現代において非常に重要なポイントではないかと思います。それは制度的にはいかがなのでしょうか。

(末次委員)

産地側として麦作経営安定資金や播種前契約についてどういうことで喜んでいるというか作付誘導の動機になっているかということだと思うのですが、先程、滋賀の田中委員もおっしゃいましたが、我々としては実はほとんど100%がカントリーエレベーターでやっております。幸いなことにこういう施設はコメと全く同じ機械が使えるわけです。そこでコメだけですと償却費が高くなる、そこでコメを作らない時期に麦を作つて償却費の稼働率を上げていく。このため仮に、トントンで運営できるのであればやっぱり麦を作らざるをえない。そのことがコメ・麦全体のコストを下げていく。こういうことになりますのでこの制度というのはいい制度だと思って我々も努力してまいりましたし、そういうことが馴染んできた。ただし個々についてはやはりいろんな問題があって、制度が売れる麦、望まれる麦に本当に反映できているか、そういう制度になっているかについては見直すものがあると我々も見ております。したがって、それぞれの側から意見を言いながら調整をしていきたいと思っております。

(加倉井座長)

他にいかがでしょうか。山田委員、中村委員、その後、長澤委員ということにいたしましょう。

(山田委員)

座長、どうも個別にやっているとうまくいかないと思うのです。なぜかといいますと、何のために民間流通に移行したかというと、無条件の政府買入れがあって、需要に応じない麦であっても無条件に買入れる仕組みがありますということで、それでは絶対ダメだから、民間流通を入れて需要にあった麦作りをやろうではないかということです。ですから播種前契約もそういう中から必然的に出てきて、需要にあった契約をして品質の合うものを必死に作つて、それを引き取つてもらう。しかしそれは作柄によってはアローワンスがあつたりするので、それは一定の範囲でお互い努力しようではないかということで、数量の調整も含めて相当の努力をやつているわけです。だから政府買入れは流通量の0.1%というほとんどなしになっている。そういう事態を生んでいるのは播種前契約があつて民間流通が定着しているからです。もちろん民間流通の中で手直しするべき議論があれば手直しをしてもいいのだけれど、無条件買入れの制度は残してあって、播種前契約はもういいですかと言われ、ではやめましょうかとなった場合、後はどんなことが残るのでしょうか。それはもう政府に買ってもらうしかなくなってしまいます。ですから、全体の仕組みの中でこれを見ていかなければ間違うと思うのです。

(加倉井座長)

全体を見るというのは、今まで1回目と2回目は全体を見てきたのです。その結果はやはり話があっちへいったりこっちへいったり色んなところを縦横無尽に駆けめぐって結局何をここで議論しているのかわからないというご意見がどなたからあったわけです。そういうことであえて1つずつやっていくということにしたのですが、これもいけないと困ってしまうのですが、いかがでしょうか。おっしゃるように全体が絡んでいるというのはそのとおりです。しかし議論をする時にこのような形することは私はこれでいいと思うのですが、いかがでしょうか。

(山田委員)

全体の資料の説明をしてもらってから、個別の議論をしてもいいですし、そうでなければ短い時間で今的方式でやって、最後に全体を見渡してみるというやり方でしていただけますか。率直に言いまして、何となく違和感があります。といいますのは民間流通の課題というのはこんなにも長時間掛けて議論する必要はないのではないかという意味もあるのです。

(加倉井委員)

運営の仕方についてでありますか、どなたかご意見ございますか。では、大泉委員。

(大泉委員)

全体がパッケージになっているというのはおっしゃっているとおりだと思います。どういうところに落としどころを設けるのかということでパッケージとして議論なされるべきだと思いますし、今の説明に対し1つ1つ議論をしていくというのはまどろっこしいので、私は山田委員に賛成なのですけれども、全体をやってしまって、その中の1つ1つを遡って議論をやっていくというのでいいのだと思います。ただ、民間流通制度に対してそんなに時間を掛ける必要がないというのは、たぶん山田委員と私の意見が違うのかもしれません、結局は、市場原理に落とし込まなければならないという話があって、過渡的なものだという意識を持つ人と、そうではなくこのシステムをずっと維持しながら、そうでない場合は全量買い上げにいくのだという考え方を持つ人では、まるっきり考え方方が違うわけで、その辺はどこに重点を置くかということを、全体の会議の中で担保するよりも、個人個人の委員の中で担保していった方がいいのではないかと思います。ただ、議論の進め方としてはおっしゃるように、全部説明をいただいてから、議論をした方がいいだろうと思います。

(加倉井座長)

いかがでしょうか。強力な意見がありましたので、それではそれに変えることは何でもないのですが、私の経験からいたしますと、あちこちに議論がいってたぶん五里霧中の形で終わるだろうということを座談としては断言します。ただ、その方がいいという意見がありますので、この後は食糧貿易課長にまとめてご説明いただいて、その後、皆様の議論をいただくということにいたします。

(食糧貿易課長)

どうでしょうか。例えば生産関係、企業、コストプールというのも1つの分け方だと思うのですが。

ただ、座長のご使命でございますので、4頁以降はまとめてご説明していきたいと思います。

(加倉井座長)

はい、長澤委員。

(長澤委員)

民間流制度の仕組みと課題について、ひと言だけ言わせてください。前回も申しましたが、大麦というのはかなり違っておりまして、前回の議論のまとめでも特殊性ということで書いてございますが、この課題のところはまさに小麦の方から見た課題でありますと、大麦の業界、特に食用麦は100%国内産に依存しているという点からしますと、基本的に変わってくるのです。その点で播種前契約等につきましても、我々の業界からしますと量的な安定の確保、高品質麦を安定的に欲しい、ミスマッチの問題も絡みまして量的な安定確保ということがかなり大きな課題でありますと、おコメが高騰すると生産がなくなったという過去のケースもあって、そういう意味では品質のミスマッチ、立地上の問題等ありますが、量的な確保をするためにも播種前契約というのは我々としても欲しいということになっております。また、アローワンスにつきましても100%依存でありますから幅の問題は議論としてかなり違っております。その点、大麦の業界として今年の場合でも豊凶差が非常に大きいのです。栃木のシュンライは50%そこそこしか獲れない、佐賀のニシノチカラも70数%しかないという状態などあるので、私はこれを天候的な理由と思っておりますけれども、その点からも量的な安定確保をするということからも、民間流通制度の仕組みとして、大麦は特殊なものを持っているという形の中で、コメントの方で課題を挙げさせていただきたいと思っておりますが、その点で違うということをご理解いただきたいと思っております。

(加倉井座長)

ありがとうございました。はい、大泉委員。

(大泉委員)

この民間流通制度というのがよくわからないのですが、麦政策大綱の中で言われている民間流通というのと自由な民間流通というのは同じものなのか違うものなのか。民間流通は自由な民間流通が定着するまでの過渡的なものなので、そのために政府買入れを残しておくという位置付けですよね。その場合、自由な民間流通というのは市場原理なのか、市場原理の中で契約というのは1つの市場原理だと思うのですが、契約の中身もいろいろなパターンがあると思うのですが、私が一番よくわからないのは協議会というのがありますが、協議会の中で議論していること、契約の話をしていることは、これは市場原理に近い民間流通なのか、あるいは競争条件を制限するような、お役所の力か何かがあってそういう中で動いている不可思議なものなのかその辺りがよくわからないので、この播種前契約がいいとか悪いとかいちがいに言えないのですが、目指す方向は、民間流通が定着したとするのであるならば、量から見れば定着したと見ていいのだと思うのです。そうすると今の括弧付きの民間流通は意味が無くなつたと理解していいのかどうかということを疑問に思ったのですが、いかがでしょうか。

(加倉井座長)

議論の進め方として途中から移行するので、民間流通制度については山田委員はこの位でいいのではというご意向もありましたので、これまででその後を一緒にやつたらと思います。

(立花委員)

わかりました。私も民間流通はそんなにも難しい問題ではないと思います。私どものような民間から見ると、作ったものは買ってもらってなんぼの世界であって、買っていただける人からの注文は、そこに独禁法の不公正な取引制限といったこと以外は、基本的には買い手のニーズ・希望をどう満たしていくかというのが普通のビジネスなわけです。その点課題がここに書いているわけですから、引き取り手が今のやり方ではまずいと言っている以上、できるだけ引き取り手のニーズをどうやって満たしていくかというのが議論の出発点ではないかと思います。

(中村委員)

民間流通の意見や質問が終わりだというので。要はなぜ新たな麦政策大綱で民間流通をしたかというと、元々国内産小麦というのは麦管理改善要綱に基づいてきておりました。その趣旨は生産者と実需者が契約をして生産をするという契約生産が趣旨だったのです。ところが国の買入価格がどんどん高くなってしまった結果、契約生産は我々実需者の意見を反映するような余地が無くなってしまった。それではミスマッチも含めていろいろな問題も起こるだろうから、若干変則的な民間流通ですけれども民間流通を行って、できるだけ生産者と実需者が話し合いができるようにしていこうというのが民間流通の趣旨だったと私は思っておりますので、是非よろしくお願ひいたします。

(加倉井座長)

中村委員にお伺いいたしますが、過去の買受実績がない銘柄については相対取引ができない、またシェアが固定化され新規参入が困難というふうに聞いておりますが、これは独禁法に提訴されたら問題になるようなものなのですか。あるいは全く問題がないのですか。

(中村委員)

独禁法で提訴する人がいるかどうかわかりませんが、例えばさぬきの夢などは、このあいだ『プロジェクトX』に出ていましたけれども、さぬきの夢は香川県で3000トン程度生産しています。私どもの会社も工場が香川にありますし、香川の人達は地元で全部消費したいと他に売りたくないと言い出しました。けれども私達は欲しいという製粉会社、ユーザーに出すべきだという話をした経緯があります。要は欲しいという人にどんどん売る仕組みにした方がいいと思うのです。ただし、最初からなぜそのようにしなかったかといいますと、製粉会社も全て性善説ばかりではないですから、いろんな混乱をしてはいけないということで、ある意味実績主義というものを尊重してやってきました。ただその辺も見直していくべきだと思っております。

(加倉井座長)

それではやり方を変えますので、ここら辺で一区切りしてよろしいでしょうか。それでは食糧貿易課長、お願ひします。

(高木食糧貿易課長)

それでは資料の4頁でございます。政府買入れの概要ということでございまして、新たな麦政策大綱の整理を書いてございます。政府買入れの必要性は最終的には不要と考えられるが、民間流通への円滑な移行を図る観点から、民間流通が定着するまでの間は政府買入れの途を残すこととするということで整理されてございます。ただ、その背景としてそれまでほぼ全量が政府の管理の中にあったのですが、生産者にとってはなかなか需要に即した麦の生産の拡大ができない、あるいはいい麦を作ってもその努力が報われない、それから実需者にとってみれば希望している銘柄・数量を必ずしも入手できない、といったような背景でございました。では実際の政府買入数量はどうなっているのかということですが、制度を移行した当初は5%でしたが、今では16年産の見込でございますが86トンという数字でございます。それでは中身はどういうものなのかと申しますと、やはり政府麦にくるのは2等が80%ということで、民間流通よりも品質の劣るものがきているのではないかということ、それから銘柄区分についても、民間流通での分布状況と比べていただきますように、区分が圧倒的に多いということでございます。

次の5頁は無制限買入れの課題ということでございます。1は政府買入れが民間流通の経過措置として位置付けられ、関係者のご努力もあってほぼ民間流通に移行して、定着化したと考えられるのではないかということでございます。2は実際の政府買入れが市場で評価されない麦を買い入れているということで、結果として生産者の品質向上意欲を阻害しているのではないかということ。ただ、課題として、生産量そのものは基本計画の目標を達成しているけれども品質や生産性という点ではまだまだということで、実需者ニーズに応じた良品質麦を作っていくことが急務ではないか、こういった状況と整合性を取る必要があるのではないかということ。3番目として品目横断的対策について経営安定対策ということが今検討されているわけですけれども、これは今まで、品目ごとに価格を補填してやってきていた価格対策から経営体とみて経営安定を図るという方策に移行することが検討されているわけですが、一方で無制限買入れについては市場価格の異常低落時に買い支える、いわゆる最低価格補償という趣旨で導入されたという点、そういったことと、今の品目横断的な政策変更の制度的な整合性を図る必要があるのではないかということでございます。

6頁は参考として、今までの政府買入規定の変遷をお示しをしたわけでございます。前回の資料でも政策の変遷をお示ししましたけれども、特に政府買入規定につきまして変遷をお示しいたしました。最初に食管法が制定された時にはコメ・麦がそれぞれ直接統制で生産者の売渡義務というのが課されていましたが、昭和27年に麦だけが政府の間接統制になり、その際に無制限買入規定を法制化したということでございます。それが平成7年に食糧法が制定された時に、コメにつきましては政府買入れが備蓄に限定され、麦につきましては無制限買入れが存続しているということでございます。条文もそうなっているということでございます。以上が政府買入れについてでございます。

7頁以降の3枚は製粉企業についてでございます。7頁は製粉企業が直面する状況ということでございますが、製粉企業はこれまで製造コスト等削減をしてこられたということですが、依然として大手と中小の間では製造コストに差が出ているということ。また、稼働率について見てみると、他の業界、精製糖、製油、飼料業界と比べますと稼働率が低いということをお示ししたわけでございます。一方で、製粉企業をとりまく状況としては、国内の物価が下がっているのに合わせまして、小麦粉の価格の低下も求められているという状況がある中で、また外からの状況としては小麦粉調製品が増えているということで、韓国から入っているものは大体90円/kgですが、それと同じものを国内で作りますと11

0円／kgかかるということでございます。当然、2次メーカーからすればこういった調製品を使う方向に行くわけでございます。そういう観点からもう少しコストダウンをしていく必要があるのではないかということでございます。

8頁は製粉企業自身も体質強化を図る必要があるということで、まず、水平的といいますか、企業間の連携ということで、生産交流といたしまして遠隔地企業等への委託生産をするという試みもなされていること、また、共同生産ということで複数の企業が1つの工場で生産をするといった取組も無いことはないのですが、最近はあまり見られていないということ。垂直的といいますか、小麦粉だけではなく小麦粉関連生産の取組ということで例えばミックス粉を製造する場合は大手企業では全ての企業で取り組んでいますが、中小の企業は3分の1程度しか取り組んでいないという状況にあるということでございます。また品質管理については、最近の安全・安心の高まりという点からも非常に重要なわけですが、その取組につきましてISOの取得状況ということで見てみると、他の業界に比べれば取得状況が低い、特に中小の工場では低い数字が出ているということでございます。こういった取組を企業はしているわけですが、実際の稼働率で企業を見てみると、経常利益の赤字が発生している企業率を書いておりますが、平均稼働率が高い企業ほど経常赤字がない、少ないということでございます。

9頁はコストダウンの必要性ということで、原料調達の観点から見たわけでございます。コストダウンを進めるためには、各企業の創意工夫が必要で、その環境作りというのが必要ではないかと思いますが、コストダウンということにつきまして、製粉企業は売渡価格が1年で固定されているので仕入価格が固定されている中で、販売価格のみ競争をしているという状況。一方、一般企業の場合は販売価格あるいは仕入価格でそれぞれが競争になっているということで、コストダウンのインセンティブという観点から見れば、インセンティブがないのではないかということでございます。そういったことで国内産麦につきましては相対取引の実績主義等にありますように、原料調達の面で創意工夫ができる環境はないのではないか、外国産麦につきましても為替あるいは価格変動リスクが無いということでコストダウンのインセンティブが働き難いということでございます。

10頁、11頁はコストプールの観点でございます。10頁は政府売渡価格の算定方式の変遷ということで大きく3つの区間にわけております。最初、間接統制になった当初はコメとの比較ということで政府売渡価格が算定されてきた、それが輸入麦コスト方式、政府売渡価格が逆ざやになったということでこれを解消するために輸入麦にかかるコストを買入価格に乗せた価格を売渡価格と決めたということでございます。昭和55年からは国内産麦の生産拡大という中で、政府の財政負担が急増してきたということを背景として、いわゆる今のコストプールになったということでございます。

次の11頁はコストプール方式を取りまく状況について。左上の図は今まで何度もお示しをしましたが、コストプールの概念図でございます。国内産麦にかかる財政負担と外国産麦の売買差益がイコールになるようにする、ただし家計麦価の範囲内においてという限定付きですが、そういうことで売渡価格が算定されている。麦会計の状況につきまして、昭和55年当時からみれば大体ほぼ均衡していた、60年には黒字になりましたが、平成14年には410億円という赤字でございます。それから、今までお話してきたように、一方で国内産麦の品質・生産性向上の遅れということ、特にたん白のばらつき状況という図を今回お示しをしましたが、今度、契約生産奨励金が新しい区分になるということで、その基準がたん白で9.5～11.5%ということで、表では黒い点線で書いておりますが、そこが基準値となります。北海道と都府県ではばらつきがあるということで、一方でめん用で目標とされているASWはばらつきが少ないということでございます。また、小麦粉調製品の輸入につきましては韓国を

中心に増えているということ、一方で国際規律の強化という状況にあるわけです。まとめとしまして、国内産麦の生産増により麦作経営安定資金が急増する一方で、売渡価格の据置き・引下げを行ってきたことから、麦会計は大幅な赤字が継続しているということ。コストプール方式を維持するためには、国内産麦の振興費と外国産麦の輸入差益が等しくなるようにすることが必要ではないかということでございます。

12頁、13頁は備蓄に関してでございます。現在、我が国の備蓄の水準は2.6ヶ月ということでございます。その2.6ヶ月の基準は、我が国は現在、米国・カナダ・豪州からほぼ100%輸入しているわけですが、そこが一斉に禁輸措置を取った場合、輸入が途絶えた場合、第3国から輸入する期間が、おそらく4~5ヶ月かかるということで、その際、我々はいつも2ヶ月分の手当はしておりますのでその差の2.6ヶ月が備蓄水準の考え方でございます。備蓄の方式は回転備蓄ということで運用しているわけでございます。

13頁は禁輸措置、港湾ストライキの発生状況でございます。特に禁輸措置につきましては昭和56年から発動が無く、ストライキも最近は減っているという状況でございます。代替国ということについてでございますが、今、世界の5大輸出国がアメリカ・カナダ・豪州・アルゼンチン・EUでございまして、その上位3つが途絶えましたら、アルゼンチンあるいはEUから入れなければならないということございます。それから今の2.6ヶ月というのは、実際に運んできて引き受けるという期間ですが、運んでくる船積み期間も、港のサイロ収量力、あるいは船積みの能力も向上しているということも考える必要があるのではないか、実際に我が国で受け入れる時も荷役能力が上がっており、供給期間の短縮ができるのではないかということでございます。

14・15頁の生産対策については農産振興課長、16頁の技術開発については地域研究課長よりご説明をお願いしたいと思います。

(小栗農産振興課長)

生産局農産振興課長でございます。私から生産対策の現状、課題についてご説明させていただきます。14頁でございますが、左に目標とございますが生産性なり品質向上が課題ということで、(2)に小麦と大・はだか麦の課題が書いております。それに対しまして生産対策の内容といたしまして、1つに担い手を中心とした効率的な生産体制の整備、2番目としまして実需者のニーズに体操した品質向上、3番目が安定的な麦作の推進ということ。まず、1番目の担い手を中心とした整備という点では、担い手への農地の利用集積、あるいは面的な団地、ブロック・ローション、あるいは新規参入の導入。それから稲作との機械共同利用ということでコンバインやカントリーエレベーターといった機械施設の整備といったものに取り組んでいるわけでございます。また、実需者ニーズに対応した品質向上ということで実需者ニーズの把握なり、新品種の導入・品質分析等といったことについても取り組んでいるところでございます。また安定的な麦作の推進ということでは、前回の資料で諸外国と日本の条件の差をご説明いたしましたが、日本は雨が多い等事情もございますので、排水対策の徹底等の課題に取り組んでいるわけでございます。そういう課題につきまして現場段階では農業改良普及センターや試験研究機関と連携をしながら支援をするという状況でございます。

次の頁が品質・生産性の向上に向けた今後の課題ということで整理をしております。まず品質面についてでございますが実需者ニーズに応じた対応、品種の転換などでございますが、左側で産地・生産者の意識改革が不十分ではないかということで、若干例を載せてございます。生産者に対する意向調査と

いたしましては実需者ニーズの把握方法をアンケート調査をいたしましたところ、農協・集荷業者を通じてというところが多いわけでございまして、左上のところでは実需者のニーズを把握する機会が全くないですか、実需者のニーズには関心がないといった回答、これはアンケート調査の仕方にもあるかと思いますけれども、そういうたたが返ってくる部分がございます。その右側の民間流通連絡協議会の情報伝達につきましても、情報伝達が遅いといった回答があるわけでございます。次に良質麦への作付転換の遅れとしまして品質問題もいろいろ言われているところでございますが、それぞれの品種が製めん適性で必ずしも十分でないものもございますが、一方で新品種の作付割合といたしましてはなかなか徐々には増えてきておりますけれども、必ずしも十分でない面があるわけでございます。また、担い手の集積の加速化、単収の向上について整理をしておりますが、全算入生産費でいいますと9年産と比べますと15年産で約1割の減になってございます。内訳を見ますと、労働費、農機具費は結構な減少となっておりますので、そういう意味では、労働費なり農機具費をさらに狙いとして進めていくためには規模拡大といった担い手への集積がいっそう必要なではないかと考えております。そういうことで産地協議会でいろいろな取組みをしているわけですが、特に品質管理の面では栽培マニュアルの策定、品質分析、その結果の営農指導といったことを行っておりますが、北海道、九州では品質分析などの活用状況が高いのですが、関東、東海ではそういった取組が少ないといったように地域間格差があるということで、今後は全国的に産地協議会を核とした生産対策の強化が課題であると考えているところでございます。

（地域研究課長）

技術会議の地域研究課長でございます。16頁、技術開発の現状と課題でございます。従来から品種の開発なり改善をやってきたわけでございますが、品種育成につきましては平成11年以降は小麦につきましては16品種、大麦につきましては6品種を育成ということで、新品種につきましては標準品種よりも2~5日間早生化であるとか、また製めん適性につきましては食感あるいは食味につきましてはASWに匹敵するようなものも出ておりますけれども、残念ながら合計では色の問題があってASWとは差が存在している状況でございます。早生化、穂発芽耐性、赤かび病、製めん適性のそれぞれについては改善されてきているのですが、全てに優れる品種はまだ育成されていないという状況でございます。栽培技術につきましては、新品種に対応する栽培マニュアルを作りまして、技術指導にあたってございますが、まだきめ細かな地域に即したものという意味では不十分なところがあろうかと思います。また、適正な蛋白質含有量にするために施肥技術が必要ですが、粉の色を悪くしないで蛋白を高めるような追肥技術につきましても開発をしてきておりますので、今後、そのような多様な品種に対する技術の開発ということも残されているといったところでございます。また、下段にございますように、国産小麦につきましては日本めん用がほとんどでございまして、パン用等はわずかでございますが、地産地消の取組みの一例といたしまして、学校給食で全国的に取組みがなされておりまして、例えば秋田県では年間5回ですが、全小・中学校を対象といたしまして、はるいぶきという品種を使いまして100%小麦のパンを導入するどういったことをやっております。また、中華めん用としましても北海道で作られているということです。そういうことで課題といたしましては、ASWとの品質格差の一層の縮小と品質の安定化、パン用等新たな需要への対応ということでございまして、もちろん品種の開発に当たりましては実需者との連携も必要でございまして、さらなる連携の強化が重要ということでございます。

(加倉井座長)

ありがとうございました。以上で全体をご説明いただきました。これからご意見をうかがいたいと思いますが、その前に休憩を 10 分程度取りたいと思いますがよろしいでしょうか。4 時に始めるということにしたいと思います。それからどうも全部終わらせるということは無理なようですので、コメントをいただかくということが非常に重要な要素になるかもしれません。とりあえずできるだけの努力はいたしますが。この後 5 時を目途に全体のお話をしようと思います。10 分間休憩いたします。よろしくお願ひいたします。

~ 10 分間の休憩 ~

(加倉井座長)

それでは時間を過ぎましたので再開させていただこうと思います。山田委員はご用事でお帰りになつたようあります。局長も国会の関係でまもなく退席されるということで、あらかじめご了承いただきます。

それでは麦作経営安定資金と民間流通制度については一応区切りがついたということで、その後の政府買入れ以降の部分で、全体としてご意見を伺いたいと思います。どなたからか。竹内委員。

(竹内委員)

この会議は公開ですから、議事録が全ての人に見られる状況になっておりますし、非常に大きなテーマなので関心を呼んでいるところであると思います。先程の私の意見が舌足らずだったのでのちょっと補足しますが、私の趣旨は農家の受け取りの側からしますと 3 段階で所得が入るという構造ですが、一番下が民間流通の世界、真ん中が補助金の世界、財源がコストプールということでいけば消費者負担、今、400、500 億円は結果的に単年度では税金が投入されており納税者負担、上のところは契約生産奨励金ということで、3 つになっている。3 つのバランスはこういうことになっている。問題は生産性の向上と品質の向上が目標ですが、品質はどう反映されているのか。一番下のところでは実需者と協議をして、ある種の品質格差が価格に反映されている。契約生産奨励金もある程度、品質が価格に反映されている。いわば生産者と実需者の話し合いの結果でこういうことになっている。真ん中は品質の格差はありますが非常に小さい。結果的には 8 割は銘柄区分の になつていて、正規分布ではないともおっしゃいましたが、要するに 8 割が 区分であるということが実態にあつていて、つまり実態というのは購入側、消費者側がそう評価しているのかどうか、購入側が実態として 8 割が 区分であるというならば誰も文句は言わないので。ただ少し違うのではないですかと中村委員はおっしゃっている、私はよくわかりませんが、常識的に考えて、あまり麦に詳しくなくとも全体の 8 割が 区分であると購入者側から評価を受けていたとはちょっと想像できない。仮に真ん中の部分を廃止すれば麦作は崩壊する、これは共通認識です。おそらく誰もそのようなことは考えていません。全体の中で麦の振興が大事で、消費者も場合によっては税金で負担をして麦の振興を図ることは大事だということはコンセンサスになっていると思います。おっしゃるようにこれは廃止ですといえ、とんでもない、それでは崩壊するというのはおっしゃるとおりだと思います。そういうことではない。ただ、4 分の 3 のところについてもう少し品質を反映させていかないと、生産性の向上と品質の向上にならないのではないか、導入した方が麦の振興にもなるし、結果的に農家の所得の上昇にもなるのではないかということを申し上げて

いるので、ちょっと山田委員と廊下で議論をしたのですが、言い方が適切でなくて誤解を招いたようだったので、公開の場ですので、誤解されるといけないのでちょっとお時間いただきました。

(加倉井座長)

わかりました。その他にござりますか。はい、立花委員。

(立花委員)

無制限買入れの課題につきましては資料の 5 頁に整理されておるような状況だということで、私はこれだけ民間流通が定着してきているということからすれば、廃止すべきではないかというのが私の意見でございます。それから 7 頁で気になりましたのは、お隣の韓国の状況で韓国も日本と同じ状況で、農業についていろいろと苦しんでいるわけで、韓国の攻勢が目立っておりますが、業界としてこれから韓国の攻勢が増えていくとみているのかどうか、その辺のところを業界側からコメントをいただければと思います。それから 8 頁のところで、稼働率のところで中小の製粉会社については低く赤字になっているということで、まさに中小製粉ではなぜ集約化なり設備の廃棄がうまくいかないかというと、おそらくこれは鉄屑を作っている電炉メーカーと同じ構図だと思うのですが、つまり 1 社 1 プラントという企業形態ですと、業界全体では設備が余っているのだけれども、設備を廃棄するとなると、それは即廃業するということに繋がるということで、まさにそういう形の業界につきましては、私が前回示しました、 L L C がそういう業界の集約化に役立つということで、農業だけではなく企業での集約化、過剰設備の廃棄という面でも、来年、再来年の 4 月以降には L L C が導入されるでしょうから、こういったことも 1 つ活用するのも手かなと思っております。それから 9 頁のところで意味がわからなかつたのですが、仕入価格が年間を通じて固定、販売価格のみ競争しているということで、一般企業と対比していますが、仕入価格が固定というのは、おそらく外国産麦の年間売渡価格が固定というのがおかしいということなのだろうと思うのですが、翻ってみると国内産麦につきましても年間を通じて価格が固定されているのではないかと思うのですが。そうなりますと仕入価格の競争ということにつきまして国内産麦につきましても年間を通じて一本ではなく変動させることも意味しているのか、それに対応できるのかどうか、教えていただきたいと思います。それからコストダウンに関連して管理費経費の問題をどう考えるかということもあるかと思っています。内外麦のコストプールにつきましては、この小委員会の前身の食糧部会でも重ねて申し上げてきましたが、内外麦のコストプール方式では破綻がきているということで、 1 つのオプションとしては輸入麦コスト方式というやり方は考えられないかと思います。可能かどうか断言できませんが、 10 頁の表の外麦の買入価格と売渡価格ということで赤で塗った部分が財政で補填をしているということでしょうが、言うならば外国から買ってくる麦が高くなるのならば、国内産麦も高くなるのはやむを得ないということで、基本的には赤字になった部分は昭和 47 年秋以降は穀物の国際需給の逼迫により輸入コストが高くなつたので、家計麦価ということで逆ざやしても売渡価格を安定させて赤字が出たということだと思うのですが、私は基本的にはそういう状況ではなく、やはり輸入価格については国内に反映させた方がいいのではないかという気がしております。

(加倉井座長)

ご質問とご意見の部分があつたかと思いますが、ご質問の部分は製粉企業の関連の部分が多かったので、中村委員、よろしければ今の部分ご説明いただけますか。

(中村委員)

韓国の脅威のお話がありましてけれども、小麦粉というのは生きており、呼吸をしておりますので、あまり長い時間密室に閉じこめておくと窒息してしまいます。品質が劣化してしまうのです。ですからあまり遠いところから小麦粉調製品やミックス粉等を持ってきますと品質が劣化する心配があるわけです。そういう意味でも一番近場の韓国というのが一番劣化をきたさないで持ってくることができる国であるということ。それから国内では小麦粉の約半分の量が袋に入らず、ローリー車で10トンや15トンでバラで輸送しているのです。こういうことができるのも韓国の釜山港からローリーを持ってきてこちらで頭だけ付ければよいという状態で持ってきます。また、韓国は日本と同じように輸出マインドが非常に強い、加工貿易型の国家で、そういう意味からも一番脅威に感じるのは韓国だということで、将来は中国も脅威になるだろうと思っております。それから9頁でコストダウンのインセンティブで一般企業では仕入価格も販売価格も競争していて、製粉企業は販売価格だけの競争であるという図は、本当は我々の製粉企業のコストの7割を占めるのは原料費なのです。そこは仕入価格の競争はできないわけです。国の方で1年間固定していますから。そうしますと固定といいますか3割部分は値引きを要請したりいろいろ仕入業者の方に工夫をしてもらっていますけれども、一般企業のようにすべてのコストで仕入の価格を落とそうというようなことができない仕組みになっているということだと思います。

10頁の表のところで非常に赤字になったと書いていますが、これは非常にまれなケースで、ソ連が大量買付けをアメリカの大豆も含めてやった時に小麦まで上がって、2年間で2千億円の赤字になったというような時でこれは大変異常なケースであったと思っております。

(加倉井座長)

ありがとうございました。その他の部分はご意見ですので、どうぞ。コストプール、備蓄制度等、特にコストプール方式についてはいろいろご意見がおありかと思いますけれども、いかがでしょうか。はい、佐藤委員。

(佐藤委員)

コストプールについては、これから食糧生産といった大きなテーマにも関わることであるから、全体像を、コストプールで赤字がいけないのか、ダメではないのかということまで踏み込んでやらないと、簡単に片付かない問題なのです。国の食糧政策をどうするかとかいろんなことがあった場合に、それがどうしても必要なものなら、財政支出だとか、輸入のコストをプールしてやるというのも、全部が続くのかということも含め、そこが今WTO等で農家が不安を抱えている一番根幹に関わることなのです。市場価格がどうなって、安く市場に流すのであれば、我々の所得がどう確保されるかということまで、常にリンクしているわけです。ですからそう簡単な論議で片づけられる問題ではないと思っています。ここでコストプールがいけないとかを踏み込んで、それを軽々にやると崩壊に繋がるので。それから、私達が農家の立場として一番気に掛けているのは、食べていいけるかどうかは至上命題ですが、自分たちが生活保護のような意識で農業をするというのはすごく嫌だという気持ちがあるので。やはり常に頑張ったらいンセンティブが働いて、我々が良い価値観として得るというのを享受したいというのは農家としてのプライドです。ですからそこが麦作経営安定資金であろうが、契約生産奨励金であろうが、常に先の緑の政策や黄色の政策や青の政策にリンクしていることが見え見えなのです。その時に、我々が

どういうふうに頑張ってやれるかということに大変注目しているわけです。ですから先程、どの部分が厚いか狭いかということは非常に重要なことなのです。そして全体像でこれくらいの確保がされるというのであれば頑張るのです。

それからもう一点。民間流通麦になってきてから、検査体制等が変わってきたわけです。やはり科学的な根拠でたん白等がわかるようになってきています。ですからもう一度そのことを論議していただきたいというのが切実な願いです。品種開発と検査の相関関係が若干ずれてきていると思うのです。もう少しそういう観点に立って生産するということもあり得るのではないか。特に春蒔き小麦などはそういうところがある。そういうことで、是非、勘案していただきたい。

（加倉井座長）

はい、曾我委員。

（曾我委員）

政府の無制限買入れについては、私どもの組織でアンケートを取っても、これはもう廃止してもいいであろうというコンセンサスが出ておりますので、あとは生産者の方で問題がなければ、その方向で整理していくべきではないかと考えております。製粉企業の問題は、率直に申しまして、中小製粉と国産小麦の振興との関わりというのは切っても切れない関係と思っております。国が国産小麦を振興して定着していく以上は、中小製粉は地方で何としてでも経営規模を確保していく必要があると思っております。どうも前回あたりから出てきたデータを見ますと、経営データや他の業界と比較しますと、まるで日本の中小製粉は消えてなくなれと言っているくらいのデータの整理のような気がしないでもない。特に韓国は国産小麦がありませんし日本と全く事情が違います。ですから、日本は国産小麦を振興していく中で国際競争力を高めていかなければなりませんので、韓国ばかりを向いていると正確な方向が把握できないのではないかと思います。製粉企業というのは非常にオーナーシップの強い産業です。ですから、他の産業と違ってすぐに吸収したりM & Aをしたりというのは、非常に不得手な業界で、ある意味農業と似ているかもしれません。ご承知のとおりEUは大重工場数が多いです。ドイツで言っても400社ありますし、フランスも大変数が多い。昔から小麦を主食としている国はそれぞれ地方に根付いた地産地消の製粉企業と農業が一体となっている。日本も国産小麦を振興していくならば、中小製粉とどうやってタイアップしていくか、この辺りの整合性を図っていかなければなりません。かといって非経済性ならば当然国際競争力はないわけで、これは努力しなければなりませんが、国産小麦と地方の中小製粉というのはお互いに手を取っていかなければいけないと思っております。しかしどうもデータを見ると中小製粉は行き詰まってしまうというような印象が強いので、違和感を覚えるわけでございます。

（長澤委員）

無制限買入条項について大麦においても、是非、廃止していただきたいと考えております。コストプールの問題については、既に実態として麦会計の赤字が継続していて、コストプール方式を維持していくためには国内産麦の振興費と輸入差益が等しくなることが必要と書いてありますが、世界的な中で日本の製粉企業の置かれている立場からしますと、内外価格差を縮めるというのが至上命題となっておりますので、実質的にはコストプール方式は破綻していると考えております。その意味ではそういう方向

の中で考えていくべきではないか。

中小製粉の問題ですが、行政の政策思想としてどう考えているかという問題だと思います。完全に大手企業の寡占化でいいのかという議論が根っこにあると思います。この中では原料調達の状況が創意工夫を妨げていて、インセンティブが働きにくいということで、価格をいじればインセンティブが働く、固定しているから販売価格競争のみだということですけれども、価格は市場価格に大きく差を付けるとなると、当然、量的な問題、規模の問題もありますし、ここに手を加えることは中小企業の存続の基盤に相当な影響を持っていることは間違いないわけで、行政として全国各地に元気な活力ある中小企業が存在していくということが思想的には大事であろうと考えています。その意味でも、為替変動リスク、価格変動リスクを負わないためコストダウンのインセンティブが働きにくいということで、販売価格競争のみといいますが、そうではなく各企業もいかに高付加価値商品を作るかといったいろいろな努力はされておりましますし、資料の数字を見ますとたったこれだけでしかないではないかという言い方もありますが、3割の中小企業が残れば、立派にその中で環境認識をすれば、これからの変化は相当早く進むと理解をしてありますので、ここの原料価格の政策は非常に大きな問題を持っているということだけはご理解いただいて、この土俵はしっかり守っていただきたいと思います。

(加倉井座長)

はい、末次委員。

(末次委員)

我々産地としても全量買入れは廃止してもらってもいいであろうと考えています。コストプール等の制度に関しますと、我々は麦の需給率について、国家貿易を守ってもらいたいというのが根幹にあるのですが、そういうことを消費者がどう考えているのか。この中で、コストプールの考え方も自ずから回答が出てくるのではないか。そして我々も実需が活性化できるためには、今まで以上にコストダウンをしながら販売価格を下げていく努力をしなければいけないという意識も当然持ち続けていく。その中で内外価格差は急には埋められない中で、どういう形で国民として日本が麦の国内生産を維持するのかという方向を見つけていただきたい。当面は、民間流通を3年間した中で改善したり見直しをしていかなければならぬのかということも必要と思っておりますので、来年以降のものはそういう細かい議論もしていかなければならぬと思っております。

それから要望と実態なのですが、民間流通になり九州でも国にパン用の品種を開発してもらいました。そこで実需の方からも要望がありましたので取り組んできたわけですが、ご存じのとおり国内産は種子が年に1回しか生産ができませんので、実需からこの程度の量を作り欲しいと望まれる品種の生産が3年経ってもまだ追い付いていない状態であります。こういったことで農業というのは特殊なそういうものを求められてもすぐ次の年には解決できるという問題ばかりではないということを認識いただきたいと思っております。以上でございます。

(加倉井座長)

では、中村委員。

(中村委員)

政府買入れの問題ですが、いろんなことを含めて政府買入れをなくすということはやはり生産者サイドには不安感があると思います。一方で政府買入れが残っていることによって弊害も生じているわけです。なかなか消費者サイドの意見や希望が通らないといった。ですからこの政府買入れをなくすといつても、極端に言うと実需者サイド・消費者サイドがその後をちゃんと担保するようでなければ、単純に政府買入れをなくせばよいというような話ではないと、私は自戒を込めて思っております。

内外麦コストプールの話で、末次委員のおっしゃっていることとは違うのかもしれません、私ども製粉企業が言っている製品の関税は20%もしくは20%以下のレベルです。ところが我々が国から買う外国産小麦というのは70%~80%の関税を課されたものを買っているのと同じなわけですから、製品関税の国境措置との整合性が取れないで、それを是非、バランスを取るようにしていただきたいと言っているわけであります。ですからコストプール方式やめることによって、ピンクの部分の経営安定資金がなくなてもよいなどと言っているのではないでお間違いのないようにしていただきたい。あくまでもコストプール方式を突き詰めていくと内麦を減らさなければならないとなるので、別の考えを持たなければならないのではないか。

製粉企業の問題について申しますと、規模の大きい方がコストが低いのは当たり前で、これは自明の理です。ただ小さければ消滅しなければいけないということではなくて、特色のあるやり方でやっていくべきであると思うのです。昔の産業構造調整法のような業界の再編成ができるような法律が今は無い。自分たちで合併なり集約なりしたらどうですかという話になっているわけですが、先程お話があったように、非常にオーナーシップが強い業界ではなかなかそれが働きにくい。国家貿易でも無くすれば一挙に集約化するのでしょうか、そういう乱暴な話を別にするとなかなか難しいという問題がある。ただ、小さいところは小さいところなりにやっている、大手は大手なりにやっている。それで製粉企業が114社あるから日本の製粉企業のコストが高いというのは、あまりストレートには結びつかない話ではないかと思っております。以上です。

(加倉井座長)

佐藤委員の後、大泉委員。

(佐藤委員)

中村委員からもありがとうございましたお話というかありましたけれども、我々も不安感があるわけです。それは5年、10年過ぎればわかりませんが。今、言った意見というのは糧になるわけです。私も無制限買入れに関しては、先程、末次委員がおっしゃったのと同じ意見です。農民の立場として果たして実需者が国産麦についてどう考えるのか。心の拠り所がどこなのか、自由に扱うのかとなると不安感があるわけです。ですから今あった意見というのは非常にありがたい。そしてその上で努力するというのはお誓い申し上げたい、そう思っております。以上です。

(大泉委員)

政府無制限買入れの話ですが、やはりこれをなくす方向で民間流通で努力をしてきた経緯もあり、大体、政府無制限買入れ、無制限についてあるのですから、この役割は終了したのではないかと私自身は思っております。ただ、これとの関係で備蓄の問題を考えておかなければならぬと思います。2.6ヶ月の備蓄量が果たして今の国際状況の備蓄状態を考えて妥当なのかどうかということを、もう一度

検討しておく必要があるのではないか。それと民間が0.3ヶ月という区分けの根拠がよくわからないのですが、0.6ヶ月相当のランニングストックを保有と書いてありますが、これが多いか少ないのかということがよくわからない。備蓄についてはデリケートな問題があるのだろうと思うのですが、もう少し考え方をお示しいただくとありがたいと思います。

コストプールに関しても、委員の方々もおっしゃったように、役割が終わりつつあるかと思いますが、外国産麦の売買差益を国内産麦振興に使うという発想そのものについても「ノー」と言うのかどうか。これは財源として使い得るようにあるのか、この辺の整理も必要であると思いますが、いかがでしょうか。

製粉企業の問題をここで議論するとは私は思ってはいませんでしたが、原料価格の水準が固定されているということですが、これはなぜこのようになっているのか。もう少し競争原理を働かせたらどうなのか。コメなどではSBSがあったり、色々と変動システムがありますよね。そういう企業努力が反映するような様な原料の仕入れシステムは、国貿であってもあるのではないかと思うのですが、これがこうなっている理由はやはり業界保護なのかなどうか。もしそうならば護送船団方式の業界維持をし続けるというのはいかがなものかという気がしますし、それから中小製粉が残っていくあるいは創意工夫を凝らす可能性、余地を最大限確保してやるべきだと思いますが、今のシステムでは果たしてどうなのか。今日の報告から読み取る限りでは、大きいところが規模の利益で残っていくというイメージしか取れないですが、これは例えば酒の業界でいえば地方の小さなところでも残っている。しかも地域のコメや農産物とリンクして非常に独特なローカル色を出した酒屋さんなどが残っている。そういうことに製粉企業がなるのかならないのか。長澤委員からも特色ある製品を作っているところがあるとお聞きしましたので、可能性はなくはないのではないかと思うのですが、それがまた内麦振興と結び付いて内麦の消費拡大に繋がるのではないか。こうした創意工夫の仕組みを全体として作っていく必要があるのではないか。

品種改良等の技術開発についてですが、私も研究畠にいたので色々な農業試験場の方々とお付き合いすることが多いのですが、果たして実際の市場原理に基づいた研究開発としてあるのかどうかというと、そうではなくかなり研究サイドからこういうニーズがあるであろうという前提もって研究なさっている。例えば「ねばりごし」が美味しいから食べてくださいと言われて、食べるのですが、実際の問題はそれが実際の経済活動の中で生かされるかどうかということで、独法化した研究機関なわけですから、是非、地方の製粉企業等と協同しながら、あるいは農協等、ホクレンでは研究所を作つて開発しているわけですから、そういうところと提携しながら研究開発を進める必要があるのではないかという気がしております。それと内麦消費拡大の運動、食料自給率を高めるためには、食育等も含めて内麦の消費拡大運動というのはどうしても必要になってくるのであろうと思います。この辺をどのように展開するのかということも大事なことだと思います。

（加倉井座長）

ありがとうございました。他にございますか。田中委員に教えていただきたいことがあるのですが。小麦を作るのに日本は梅雨があつたりして色々と難しいという話がございますね。それから品質が悪い、単収も上がらない。ヨーロッパの単収というのは、例えばフランスでは国の単収でここ数年700kgを超えているのですよね。日本は努力はしているのですがその半分の350kg位。これはこれから伸びるのか、伸びる可能性があるのか。もしダメで日本に合わないものを作るのならば、ある限度だと思います。

うのです。ものすごく作るというのではなく、ある量を作るということになると思います。品質の話は散々出ましたが、単収は上がるのですか。

(田中委員)

ブロックローテーションでここ10年間、麦を作っている経験から言いますと、毎年のように同じことをしていると単収は長期的に見ると落ちています。本来連作障害はないという話ですが、実感としてブロックローテーションが始まった頃というのは単収が6俵や7俵と普通に聞いていましたけれども、最近はめったに聞くことはなくなりました。技術開発の現状と課題というところでもありますが、どんなにいい管理をして肥えるやり方をしても、元々種の遺伝子によるところが大きいですから、おいしさだと量的なものも含めてそれが占めるわけですから、そういう研究を滋賀県としてもそうですが国としても十分に予算を持ってなされているのかどうか。そういうことが聞きたいと思いました。今日の日農新聞にいいものを開発すれば褒美をやるというような記事が載っていた気がしますが、そういうことも含めて。例えば今、ASWがモデルになっていますが、どのようなものを日本でやつたらどうなるのか、もちろん気候が合わなくてダメなのでしょうが、そういうのを北海道あるいは滋賀県、九州で作つたらどうなつたかということを知りたい面もあります。GMの話は禁句になると思いますので、遺伝子組み換えの話はしないですが。

(加倉井座長)

はい、吉水委員。

(吉水委員)

麦作経営安定資金ですかコストプール方式ですか非常に問題が大きいので、私なりもう少し考えてみたいと思います。考えるに当たっての何が判断の基準になるのだろうかという時に、今、量的には民間流通に100%移行し、まだ質的な問題が残っているという認識の中、それでは品質を向上させ実需者ニーズに合わせるということが、ここで話し合っているゴールの1つなのかなと自分なりには解釈しています。その実需者ニーズの裏側には末端の消費者ニーズというものがあると思うのですが、なかなか製品の特性上、消費者が品質の違いを見分けるというのは難しいので、製粉企業なりそれを2次的に利用する外食産業なり流通業者なりのニーズの吸い上げるというのが近いところなのかと考えてあります。

それから、佐藤委員が先程おっしゃったように、プライド高くモチベーション高く麦作経営をやっていけるような制度的な環境というものが必要ではないかと思います。今、ここにいらっしゃる方がそうではないと思うのですが、どうも制度的に麦作経営安定資金が出るから、そこに土地やカントリーエレベーターがあるからという意味での麦づくりというのでは、いつまでも同じ輪に入っている気がして、どこかブレイク・スルーできるポイントを見つけたいと思います。

(加倉井座長)

ありがとうございました。この際、是非にという方いらっしゃいませんか。なければ事務局に質問があります。12頁に備蓄の話がありますね。この備蓄水準の考え方のところに「米・加・豪の3カ国で禁輸措置が発生し」という例えの話がありますが、これは米・加・豪一緒にですか。もしそうである

ならば、そのようなことはあり得ないと思うのですが、太平洋戦争でも始めようというのならともかく。つまりこの前提状況は今やそういうことはありえないような気がしますがいかがでしょうか。

(中村委員)

小麦にもそれぞれ産地国別に種類があって、種類ごとに用途が違いますから。

(加倉井座長)

小麦の種類が違うからという話は、食糧の安定保障という話ではなくて、消費者の希望に沿いたいというそちらの側の話ですね。わかりました。

他にございますか。はい、食糧部長。

(高橋食糧部長)

大泉委員から自由な価格設定というお話が出たので。資料6頁にございますが、制度の変遷のところで、コメは完全に備蓄だけの買入れ・売渡しになっておりますので、政府買入価格や政府売渡価格というのがなくなったというのは十分ご存じだとは思いますが、まだ麦に関しましては、民間流通に移行しておりますけれども、麦の政府買入価格というものがございます。また食糧部会でご審議いただくわけですけれども、政府売渡価格も外麦・内麦含めて標準売渡価格というのを設定しております。その考え方というのが家計麦価というような形が実は食糧法の規定上まだ残っておりますので、現段階で自由な価格設定といいましても、そこには限度があるということを述べさせていただきます。

(月山地域研究課長)

先程、品種開発の観点もいくつかご指摘ありましたので。まず実需者ニーズを十分とらえないで勝手にやっているのではないかというニュアンスがあったかと思いますが、決してそういうことではなくて、今でも、育成段階から実需者の皆様と十分連携を取ってやっているつもりでございますが、ただご指摘の点では育種段階では量が少なくてテストミルの段階ですので、その品質評価と工場ベースに近いようなまとまったロットでのテストをしないと十分な評価ができないというご指摘もありますので、今後の課題として十分な連携を取って、できるだけ良い品種を作りたいと思っております。

それからどうしても日本の場合は品質の向上という課題があるのと、梅雨にあたらないために早生化をしなければならないという、2つを追いかける必要がありますので、そういう意味で難しいものがあります。早生化をしますと生育期間が短くなりますので単収が下がる方向にありますので、総合的に単収も高く、品質も良く、早生化もするというのはなかなか品種開発という意味では難しいものですから、早生化としては何とか1週間位早くして、その中でASWに匹敵するような品種を目指すというような、中間といいますか、全体的に見て良い品種を目指すという状況にあります。

(加倉井座長)

はい、長澤委員。

(長澤委員)

品種開発について。この資料にも小麦が16品種、大麦6品種を育成と書いてあったのですが、大麦

の6品種の中にはファイバースノーという品種もございまして、これがなかなか優れもので、色は白くて、黒条線が細くて、褐変、炊飯後の色の変化も少ないということで、これは新しい需要が作れるだろうと思っていまして、大麦は原料を100%国内産に依存しますし、また粉体ではなく粒体で使いますので、品種改良というのは決定的な役割を致しますので、これからも期待したいと思っております。

もう1点、備蓄の問題で、外国産小麦の概念で書いてございますが、焼酎用その他はそのような中でやりますが、主食用の内麦につきましては単年度需給の中でありまして、しかも当初決めたものがその配分になっておりますので、その中でやりくりするわけですけれども、あらかじめランニングストックを持っていますが、需要が伸びている時にはそれでは回らなくなります。特に16年産麦が不作となりますと、来年度の期末が持たない、代替原料としてカナダのモルティングバーーでも入れなければならないというような状況が食用の中でも外麦を使わなければならぬというような状態が生まれるのです。その点備蓄の概念につきましては、改めて単年度需給からもう1つ考えたランニングストックの問題について議論していただきたいと思います。

(加倉井座長)

ありがとうございました。竹内委員。

(竹内委員)

この小委員会がスタートした経緯、理由、農業、麦を取り巻く農業環境の変化、そういうことを考えますと、1つには方向感覚が大事ではないかと思います。2番目はある程度のスピード感覚、実際に現場でこなしていくには、ここで議論しているだけではダメで、その分メッセージが早く伝わる必要があるということではないかと思います。3番目はこれだけ大きなテーマで関心もある、私が農家だったらどう考えるか、どうするだろうか、専業だったらどうか、兼業だったらどうか、北海道だったらどうか、西日本だったらどうか、ということを主として考えているつもりですが、話していることはついつい実需者のニーズ、私は別に実需者側から話してくれと言われているわけではないのですが、結果的にそうなっているのは売れてなんぼの世界だと思っていますから、そうなるのであって、そういう関係者、生産者、消費者、実需者、納税者、全ての人に説明してなるほどそうかと、自分は60%は賛成できるなと、30%で反対70%ではないなというような、アカウンタビリティというか、それが常識的でないといけないのではないかと感じました。

(加倉井座長)

時間がまいりましたが、どうしてもという方、いらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃらないようなので、ありがとうございました。それでは今日の議論はこれで終わらせていただきますが、この前も皆様にお願いいたしましたが、いくつかの課題につきましてコメントを是非ご提出いただきたい。それを公開したくないという方はどこかにそう書いてください。そのコメントを中間論点に反映させたいと思います。コメントの締め切りを恐縮ですが7月20日までに事務局までに、一言でもいいですので出してください。

それでは、今日の小委員会を終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。お疲れ様でした。